平成２８年（フ）第７００号
名古屋市中川区中島新町１丁目208番地　グランロジェ高畑102号室
債務者　松波真一郎
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５６号
愛知県東海市加木屋町北鹿持１番地の77
債務者　追野　敏幸
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８号
名古屋市北区安井１丁目１番33号　エスポア城北412号
債務者　今井　大介
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字西河原２番地の２　エーデルハイム202号
債務者　渡邉貴久美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９６７号
東京都台東区蔵前２丁目２－４－202
債務者　鈴木　香澄
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６８号
東京都小平市小川町１丁目462－３　第２レイクマンション103
債務者　開米　夏美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９７２号
東京都葛飾区奥戸２丁目25－２　Ｇ－ＡＧＥ201
債務者　礒野　秀幸
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９７７号
東京都江戸川区南葛西３丁目16－１－315
債務者　和田　清一
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９７８号
東京都台東区北上野２丁目５－７－103
債務者　金沢　一美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８０号
東京都台東区浅草５丁目13－10－201
債務者　福島　清美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８１号
東京都足立区加平１丁目13－３－102
債務者　外谷　茂雄
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８２号
東京都世田谷区池尻３丁目23－10
債務者　弘瀬　　泰
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８３号
東京都大田区北千束１丁目28－４－201
債務者　大橋　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８４号
東京都江戸川区西葛西３丁目22－６－1308
債務者　池田芳子こと　李　　芳子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８５号
東京都中野区東中野５丁目７－10－301
債務者　西田　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８６号
東京都葛飾区四つ木５丁目19－12－604
債務者　古谷美代子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部